

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 10 月 11 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った公文書不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）を取り消し、実施機関が、その後特定した公文書のうち、以下に掲げる部分については不開示とし、その余の部分については開示すべきである。

＜不開示とすべき部分＞

2 ページ本文 17 行目から 26 行目まで

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

請求人は、令和 5 年 9 月 23 日付け（実施機関受付日令和 5 年 9 月 27 日）で、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、「1. 被疑者取調べにおける弁護人の立会い申し出等が弁護人等からなされた場合における警察の対応について記載された書面（取調べに弁護人が立ち会いたい旨の希望あるいは、取調べ室付近で待機したい旨の希望を述べた場合を含める。既に廃止されたものも含める。）2. 上記 1 の書面等の作成にあたり参考にした資料や書面等の全部」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、本件請求に係る公文書として指導通報（第 561 号）（令和 3 年 5 月 31 日付け刑事部刑事総務課作成成分）（以下「本件文書」という。）を検索したが、本件文書は令和 3 年度に作成された保存期間 1 年（会計年度）の文書であり、本件開示請求時において本件文書の保存期間の満了日を経過し、令和 5 年 6 月 15 日付けで廃棄処分されていたことや、さらに、その他の開示対象文書も存在しないことから、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 10 月 11 日付けで請求人に対して本件処分を通知した。

### 3 審査請求の経緯

請求人は、令和6年1月9日付け（実施機関受付日令和6年1月10日）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として長崎県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、不開示とされた本件文書の全部開示を求める。」というものである。

### 2 審査請求の理由及び反論書等における実施機関への反論

請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

#### (1) 文書が存在すること

本件処分は、その検索を尽くしておらず「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当せず、本件処分には誤りがある。

#### (2) 部分開示も理由がないこと

実施機関は、特定日付けで特定個人（請求人以外の者）が行った公文書開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により本件文書の一部のみを開示する旨の決定（以下「別請求部分開示決定」という。）を行ったが、本件審査請求においても、同様の理由により一部のみを開示する旨の裁決がなされる可能性があるため、以下の理由により一部のみを開示は不当である。

#### ア 個人情報に該当しないこと

別請求部分開示決定は、部分不開示部分が条例第7条第1号（個人情報）に該当するとしている。

本件文書は、大きく分けて

- 第1段落～日本弁護士連合会における取調べ立会の実現を巡る動き
  - 第2段落～部分不開示部分
  - 第3段落～刑事訴訟法及び犯罪捜査規範の規定、全国における事例等の現行法下における取調べ立会の可否についての解釈論
  - 第4段落～弁護士から取調べ立会の申出があった場合の具体的対応
- という4つの段落に分かれているが、部分不開示とされた第2段落は、前後段の内容を繋ぐものとして考えても、一般論を離れ、特定の個人情報を含む詳細な具体的事例が出現するというのは論理の流れからして唐突で、指導用

に配布される文書の性質からしても、個人を識別可能な程度に個別的・具体的な事情について記載がなされているとは考え難い。

また、本件文書は、指導を目的として配布され、県内の各警察官にも周知される性質のものであり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるような高度にセンシティブな個人情報を記載することは考え難い。

仮に記載されているとするならば、広く知らしめること自体が地方公務員法の守秘義務違反となるはずであり、特定の個人を識別できる情報が書かれているはずがない。

#### イ 犯罪捜査情報に該当しないこと

別請求部分開示決定は、部分不開示部分が条例第7条第4号（犯罪捜査情報）に該当するとしている。

本件文書が、取調べにおける弁護人の立会い申出への対応を対象とするものである以上、仮に犯罪捜査に関連する情報が記載されている場合、あくまで取調べへの弁護人立会いに関連する内容に限られるはずである。

同内容が公にされたところで、それが「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当するとは到底解されず、むしろ一般の県民の誰もが潜在的に被疑者となる可能性を有しているのであり、公にすることで条例の目的に合致するものというべきである。

取調べへの立会いの申出に対して警察がどのように対応したかという点を開示したところで、警察の対応の一事例に過ぎず、それが公開されることによって将来の捜査にとってどのような支障が生じるのか、具体的な説明がなされていない。

警察の対応として想定されるのは、申出に応じたか、拒絶したか、折衷的対応の3通しかあり得ないもので、このいずれかの対応が取られたかが明らかになったところで、将来の捜査に支障を生じ又は将来の犯行を容易にするおそれがあるとは到底考えられず、さらにいえば、本件文書の指導を目的とした性質からも具体的な捜査状況が記載されているとも思われない。

#### (3) 全部開示すべきであること

本件処分には理由がなく、また、別請求部分開示決定と同様の決定とすることについても理由がなく、本件文書の全部が開示されるべきである。

## 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

## 1 本件処分を取り消す理由

本件文書は、令和3年度に発出された1年保存文書であり、保存期間が令和5年3月31日までで、発議した警察本部刑事部刑事総務課において、同年6月15日に廃棄手続が完了していることを確認し、本件文書を収受した各警察署等においても、同年3月31日に保存期間が満了となる文書の廃棄が各警察署等で履行されたと認められたことから、本件開示請求に係る文書は存在しないと判断した。

請求人からの審査請求書には、資料として、実施機関の別請求部分開示決定に係る特定日付けで通知した公文書部分開示決定通知書及び部分開示された本件文書が添付されていたことから、請求人の主張に基づき、実施機関において改めて検索を行ったところ、別請求部分開示決定にかかる令和4年度部分開示決定文書が保存されており、その中に、請求人が存在を主張する本件文書と同じものとなる本件文書の写しが、不開示部分の検討に用いた資料として残存していることが判明した。

よって、審査請求の理由等の「(1) 文書が存在すること」に係る部分については、その主張を認め、別請求部分開示決定文書に参考添付されていた本件文書の写しを本件開示請求の対象文書（以下単に「対象文書」という。）として特定することとする。

## 2 対象文書の開示判断について

### (1) 対象文書の不開示予定部分について

対象文書は、件名、作成所属等が記載された表題部分（1ページ目）と本文（2、3ページ目）で構成された全3ページの執務資料である。

捜査員に対する業務に関する資料であり、公開前提で作成された文書ではないことから、表題に「取扱注意」と記載している。

本文は、「取調べにおける弁護人の立会い申出への対応について」との副題に続き、2ページにわたり、取調べ立会いに関する内容が4段落で構成され、対象文書第2段落を構成する2ページ目11行目から26行目について不開示と判断している（以下「不開示予定部分」という。）。

不開示予定部分については、本県内において、弁護人から被疑者取調べへの立会いの申出がなされた際の被疑者取調べに関する具体的な状況等が実例として、

○前段（11行目から16行目）～弁護人から被疑者取調べへの立会いの申出がなされた際の実例を簡単に記載

○後段（17行目から26行目）～前段部分の実例が詳細に記載されてお

り、取調べに対する被疑者の対応や取調べ状況等が個別具体的に含まれるとともに、更に当該事件の捜査経過も記載されており、前段部分と後段部分は一体の情報と認めることができる。

## (2) 条例第7条第1号（個人情報）の該当性

請求人の主張に基づき、実施機関において不開示予定部分を確認したところ、前述のとおり、本県内において、弁護士から被疑者取調べへの立会いの申出がなされた際の被疑者取調べに関する具体的な状況等が実例として記載されており、被疑者の関係者や近親者などにおいて、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる内容であったため、条例第7条第1号（個人情報）に該当する情報と認められる。

また、不開示予定部分には、実際の被疑者に対する取調べ状況等が記載されており、被疑者にとっては、警察から被疑者として取り調べられたということは、通常、最も他人に知られたくないような情報の一つであると考えられ、たとえ記載内容が自分のことであると他人に知られなかったとしても、自分のことが記載された文書が公になれば、心理的なダメージを少なからず受けることとなり、被疑者の権利利益を侵害するものと認められ、条例第7条第1号本文後段に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報と認められる。

対象文書は、実施機関が、より現場に即した実務的な指導内容とするために、実在する個別具体的な事件の捜査中における被疑者取調べ状況などの参考事例を記載して作成した文書であることから、以上のとおり、請求人の主張については、肯定することはできない。

## (3) 条例第7条第4号（犯罪捜査情報）の該当性

請求人の主張に基づき、実施機関において不開示予定部分を確認したところ、不開示予定部分には、本県内において、弁護士から被疑者取調べへの立会いの申出がなされた際の被疑者取調べに関する具体的な状況等が実例として記載されており、取調べに対する被疑者の対応や取調べ状況等が個別具体的に含まれるとともに、更に当該事件の捜査経過にも触れている。

被疑者にとって、警察から被疑者として取り調べられたということは、最も他人に知られたくない情報の一つであると考えられ、取り調べの状況が記載されている不開示予定部分が公になれば、一般の間に「自分が取調べられた場合にも、取調べの状況が公にされるかもしれない。」との懸念が広まり、任意捜査に応じないなど、将来の捜査の協力が得られにくくなり、公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれがある内容であり、請求人の推測する記載内容とは相違しているため、同主張を肯定す

ることはできない。

また、対象文書は、捜査員に対する業務に関する指導のために作成した「執務資料」文書で、「取扱注意」と明示しているように、広く公開する前提で作成された文書ではなく、不開示予定部分に実在する個別具体的な事例を記載しているのは、捜査員を指導する上で、より現場に即した実務的な指導内容とするために、実在する個別具体的な事件捜査中における被疑者取調べ状況などの参考事例を記載したものであり、部外公表を前提としていない時点で、県警内の捜査員に広く知らしめることは、請求人が主張する地方公務員法の守秘義務違反にはあたらないと判断している。

### 3 不開示予定部分（部分開示決定予定）の妥当性

請求人の主張を一部認め、本件処分を取り消し、本件開示請求に係る対象文書の存在を認めた上で条例に規定された不開示情報を除き開示を行おうとしているものであり、妥当である。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう  
に判断する。

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

### 2 条例の規定について

#### (1) 条例第11条第2項について

本項では、実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない旨定めている。

#### (2) 条例第7条第1号について

本号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができ

るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

ただし、同号ただし書は、

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取り扱うものとするとしている。

### (3) 条例第7条第4号について

本号は、開示請求にかかる公文書に、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とすることを定めている。

## 3 対象文書について

### (1) 対象文書の保有の有無について

請求人の主張に基づき、実施機関が改めて本件文書の検索を行ったところ、前記第4の1のとおり、対象文書が残存していることが判明したとのことである。そうすると、本件開示請求があった時点で実施機関が対象文書を保有していたことが認められ、本件開示請求に対し本件処分を行ったことは妥当でないと言わざるを得ない。

### (2) 対象文書における不開示予定部分の不開示情報該当性について

実施機関は弁明書において、請求人の主張の一部を認め、本件処分を取り消し、対象文書を特定することとしたうえで、不開示情報該当性の判断を行っている。

よって、当審査会は、対象文書を見分し、不開示情報該当性について、以下検討する。

#### ア 対象文書の不開示予定部分

対象文書は、件名、作成所属等が記載された表題部分（1ページ目）と本文（2，3ページ目）で構成された全3ページの執務資料である。

表題部分の右上には、「取扱注意」の記載があり、捜査員に対する業務に

関する資料であり、公開前提で作成された文書ではないとする実施機関の説明と整合する。

本文は、「取調べにおける弁護人の立会い申出への対応について」との副題に続き、2ページにわたり、取調べ立会いに関する内容が4段落で構成されている。

実施機関が不開示予定部分としているのは、対象文書第2段落を構成する2ページ目11行目から26行目の部分である。

#### イ 不開示予定部分における情報一体性について

次に、不開示予定部分である第2段落の前段部分と後段部分の情報一体性について検討する。

(ア) 当審査会において不開示予定部分を確認したところ、

○11行目から16行目までの6行分（前段部分）は、実例として、弁護人から被疑者取調べへの立会いの申出がなされた旨の記載

○7行目から26行目の10行分（後段部分）は、前段部分の申出に係る事件に関し、取調べに対する被疑者の対応や取調べ状況等及び捜査経過が個別に記載されている状況であった。

実施機関によれば、前段部分と後段部分を一体の情報と判断して不開示とするとの説明であるが、情報としての不可分性があるとはいえず、首肯できない。

(イ) 情報公開における部分開示にあつては、一体のものは一体として捉えて不開示にする情報単位論がとられている。

例えば、人の名前や住所などを部分的に開示することはできず、情報として一体のものと判断されるものについては一体として不開示とされるが、不開示予定部分については、前段は副題である「取調べにおける弁護人の立会い申出への対応について」と同様の内容が記載されており、後段の情報と一体として捉えられるような個別具体的な情報は見受けられない。

(ウ) よって、不開示予定部分のうち前段部分（11行目から16行目）については、後段部分との情報一体性が認められず、また、不開示情報該当性も認められないことから、開示することが妥当と判断する。

#### ウ 条例第7条第1号該当性について

(ア) 不開示予定部分のうち後段部分（以下単に「後段部分」という。）には、特定の個人を識別するために照合される具体的な情報についての記載はなく、また、一般人が特定の個人を識別できるような一般的に社会に流通する情報もないことから、実施機関が主張する「他の情報と照合することにより特定の個人が識別できる情報」とは認められない。

(イ) しかし、後段部分には、前述のとおり取調べに対する被疑者の対応や取調べ状況等が個別具体的に含まれるとともに、更に当該事件の捜査経過が記載されている。

よって、「被疑者にとっては、警察から被疑者として取り調べられたということは、通常、最も他人に知られたくないような情報の一つであると考えられ、たとえ記載内容が自分のことであると他人に知られなかったとしても、自分のことが記載された文書が公になれば、心理的なダメージを少なからず受けることとなる。」という実施機関の説明には首肯でき、後段部分は、取調べを受けた個人の人格を傷つけるおそれがある情報であり、本号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

#### エ 条例第7条第4号該当性について

後段部分について改めて実施機関に確認したところ、「被疑者にとって、警察から被疑者として取り調べられたということは、最も他人に知られたくない情報の一つであると考えられ、取調べの状況が記載されている後段部分が公になれば、一般の間に、自分が取り調べられた場合にもその状況が公にされるかもしれないとの懸念が広まり、本来原則である任意捜査に応じないなど、公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれがある。」との説明であり、その説明には首肯できる。

#### 4 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

#### 5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和6年3月18日	諮問庁から諮問書を受理
令和6年7月10日	審査会（審査）
令和6年9月9日	審査会（実施機関聴取及び審査）
令和6年10月11日	審査会（審査）
令和6年12月4日	答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
佐 藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩 飽 昂 志	弁護士	
久 部 香 名 子	司法書士	
藤 野 美 保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談員	会長職務代理者
横 山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会 長